

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和 6 0 年以來、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成 1 8 年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、2 分の 1 から 3 分の 1 へと引き下げられているところである。

また、政府は、本年 6 月 2 2 日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、その中で、義務教育関係については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、全国画一的な現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等を一括交付金化の対象外としたが、義務教育の在り方や権限及び税源の移譲については言及していない。

このような状況の中、地域主権改革の名の下、地方の財源確保策が不十分なまま義務教育費国庫負担制度の見直しが行われ全額一般財源化された場合には、現行教育制度の根幹を揺るがすと同時に地方財政を圧迫し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、義務教育に係る予算については地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するとともに、教科書無償制度を堅持し保護者の負担軽減を図るなど、きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣